

(二五六七)

二 永祿十年五月 武田信玄より吾妻三原衆あて朱印状〔B〕

自より来六月朔日にいたり至レ于ニ九月朔日、草津湯」治之貴賤きせん、一切
停これをちようじしおわんぬ止之ニ畢、近辺之民たみ、依ごそし于ニ御」訴訟申、如かくのレ此 被ニ仰出
候」者也、仍よつて如レ件

永祿十年丁卯

五月四日 (龍朱印)

跡部あと大炊助おおいのすけ 奉これをうけたまわるレ之

三原衆